

# 区の財政状況をお知らせします

区では、毎年6月と12月の2回、歳入・歳出予算の執行状況を中心に財政に関する事項を公表し、区民の皆さんに財政面から区政運営の状況をお知らせしています。また、10月末に前年度の決算、2月末に新年度予算案の概要を「広報しんじゅく」等でお知らせしています。

今回は、28年度上半期(4月～9月)の財政運営状況をお知らせします。

【問合せ】財政課(本庁舎3階) ☎(5273)4049・FAX(3209)1178へ。

## 28年度上半期(4月～9月)の財政運営状況

### 一般会計 (28年9月末現在)

#### ■ 予算の概要

平成28年度一般会計の歳入・歳出予算は、当初予算として、それぞれ1,453億8,510万7千円を計上しました。9月末までに3回の補正を行い、歳入・歳出それぞれ15億7,684万7千円を増額した結果、9月末現在の歳入・歳出予算は、それぞれ1,469億6,195万4千円となっています。

このほか、平成27年度中に事業が終了しなかったため、平成28年度に繰り越した事業費が10億4,453万2千円あり、これを加えた9月末現在の予算現額は1,480億648万6千円です。

#### ■ 収入・支出の状況

収入済額は629億1,064万7千円で、収入率は42.5%、前年同期の収入率43.5%と比較すると、1.0ポイント下回っています。

支出済額は601億6,281万円で、執行率は40.6%、前年同期の執行率40.5%と比較すると、0.1ポイント上回っています。

歳入・歳出予算現額	1,480億648万6千円
収入済額(収入率42.5%)	629億1,064万7千円
支出済額(執行率40.6%)	601億6,281万円

#### ■ 区民の負担

特別区税の調定額(収入すべき額)を前年同期と比較すると、19億9,038万7千円(4.8%)の増となっています。これは主に、特別区民税が19億4,025万9千円(4.9%)の増となったことによります。

なお、特別区民税の現年課税分(調定額から滞納繰越分を除いたもの)は396億6,828万5千円(前年比6.0%増)で、区民の皆さんの負担は1人当たり11万7,302円、1世帯当たり18万5,790円です。

特別区民税の現年課税分	396億6,828万5千円
総人口	33万8,172人
世帯数	21万3,511世帯
(28年9月末現在)	

#### ■ 特別区債

施設の建設や用地の取得等に多額の資金を必要とする場合、区債を発行して財源を補充します。

28年9月末の状況は、発行額418億7,970万円、償還済額209億9,630万4千円、現在高208億8,339万6千円です。

### 特別会計 (28年9月末現在)

新宿区には、「国民健康保険特別会計」「介護保険特別会計」「後期高齢者医療特別会計」の3つの特別会計があります。

28年度上半期は、補正(予算の増額・減額)を行いませんでした。9月末現在の予算現額(当初予算と同額)、収入・支出の状況は下表のとおりです。

国民健康保険特別会計	歳入・歳出予算現額 収入済額(収入率42.5%) 支出済額(執行率41.7%)	437億7,112万6千円 186億459万3千円 182億4,890万9千円
介護保険特別会計	歳入・歳出予算現額 収入済額(収入率46.7%) 支出済額(執行率37.4%)	241億795万4千円 112億5,443万7千円 90億1,716万4千円
後期高齢者医療特別会計	歳入・歳出予算現額 収入済額(収入率42.5%) 支出済額(執行率32.9%)	67億5,555万9千円 28億7,254万9千円 22億2,378万円

### 「新宿区の財政について」冊子にまとめました

#### ● 27年度の財務諸表も掲載しています

区財政の現状と課題をお知らせし、今後の財政運営の議論に活用していただけるよう、冊子を作成しました。

従来の現金収支が中心の決算に加え、企業会計の手法を取り入れた公会計制度による貸借対照表等の財務諸表も掲載しています。

財政課・特別出張所・区政情報センター(本庁舎1階)で配布しているほか、区立図書館で閲覧できます。新宿区ホームページでもご覧いただけます。



## 地方税財源の充実強化のために～地方法人課税の見直し等に関する特別区の主張

#### ● 法人住民税の国税化は地方税の根本原則に反しています

国は、東京一極集中の傾向が加速しているとして、「地方創生」を実現するという名目のもと、都市と地方の税源の偏在の是正を進めており、これまでも地方税の一部国税化を行い、消費税率10%段階において国税化を拡大する法改正をしています。

これは、拡充すべき自主財源である地方税を縮小することにほかならず、国の措置は、受益と負担という地方税の原則に反するものです。

#### ● 税源偏在の是正は従来の国税による地方交付税で調整されるべきです

地方自治体の必要財源は、自治体間での税の調整ではなく、国がその財源を保障するという本来の責務を果たすべきです。

このことから、新宿区を含む特別区は国に対し、地方税の原則を歪め、地方分権に逆行する「法人住民税の一部国税化」を早期に見直すことを要望しています。

#### ● 特別区は全国各地域との更なる連携により共存共栄を目指します

今必要なことは、東京を含む全国の各地域が、相互に補完し合い、共に発展していく関係づくりです。特別区は、その連携の機会を作る取り組みとして「特別区全国連携プロジェクト」を展開しています。今後も積極的に連携を推進します。

詳しくは、▶特別区長会ホームページ「税源偏在是正議論についての特別区の主張(平成28年度版)」(<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html>)、▶「特別区全国連携プロジェクト」(<http://collabo.tokyo-23city.or.jp/>)をご覧ください。

【問合せ】財政課へ。

申請期限は**2月28日(火)(必着)**です

### ● 臨時福祉給付金

【支給額】1人に付き3,000円

### ● 年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)

【支給額】1人に付き30,000円(上記臨時福祉給付金との合計支給額は33,000円)

対象となる方には、申請書を郵送しました。まだ申請していない方は、お早めに申請してください。

申請手続きなどのお問い合わせは

新宿区臨時福祉給付金等専用コールセンター  
☎0120(78)9292(無料)

【開設期間】3月31日(金)まで(土・日曜日、祝日等は休み)

【受付時間】午前9時～午後5時(火曜日は午後7時まで)

コールセンターでは給付金の制度、申請方法、申請書兼請求書や支給決定通知書の発送状況について、オペレーターがご案内します。「実際に給付金の対象になるか」など個別の内容は、下記の臨時福祉給付金等対策室にお問い合わせください。

【給付金事業の担当】新宿区臨時福祉給付金等対策室(本庁舎6階) ☎(5273)4351・FAX(5273)4366